

保健体育課への報告・連絡・相談の方法について【令和3年1月6日版】

感染者発生等の「報告」は、別紙8-2のとおり行うこと。

「緊急の連絡・相談」は、原則として電話にて受け付けるが、「緊急ではない連絡・相談」はメールにて行うこと。

※文科省回答フォーム及び様式1はパスワードを付す等、情報の取扱に注意する。

